

(2024 年度 第 03 回) さくら山王自治会 班長会議事録

開催日時：2024 年 6 月 22 日 15:30～16:50

場所：山王集会所

参加：52 名 欠席：1 名

【総務部挨拶】

ただいまから班長会議を開催いたします。今回 53 名のところ、52 名参加 1 名欠席です。4 分の 3 を上回っておりますので、今回の決議は有効となります。この後は会長の方で、議事進行させていただきますので、会長よろしくお願いします。

1. 会長、副会長の活動報告

1.1 社会福祉協議会の紹介

社会福祉協議会で根郷地区のコーディネーターを担当されている岡本さんに社会福祉協議会の取り組みについてお話をさせていただきます。

《社会福祉協議会 岡本氏講話》

佐倉市社会福祉協議会の岡本と申します。大事なお時間をいただきまして、本当にありがとうございます。今日は、お手元の黄色と青のチラシを案内させていただきたくて、石川会長の方にご承知いただきましてお時間いただきました。

佐倉市からの委託事業で実施している黄色のチラシの方のサポートセンターさくらというものがございまして。これは全国の市町村で実施している生活困窮者への取り組みとなっております。コロナによる失業や、物価高騰が追い風になって、生活困窮という問題が見えないところで身近に迫ってきております。数字的に申し上げますと、昨年の佐倉市のプラスサポートセンターさくらに、生活困窮に関することで、相談いただいた件数が 4,400 件を超えています。

その中でもいろいろと特徴がありまして、古い団地とか駅前のアパートがあるようなところは、孤立の問題や、経済的な困窮で食べ物がないというようなところで、生活保護の相談からセットでプラスサポートセンターさくらの方に連絡がはいります。

フードバンクってご承知の方が多いかと思いますが、まずは、食料を渡しして、その後相談に乗っていくような対応をしております。

それから、こういった家計環境がいろいろと困難になってくると、子育て世代でいけば、児童の虐待であったりとか、お父さんお母さんの仕事の問題であったりとかの相談であったり、プラスサポートセンターでは就労支援というような形で、成田のハローワークとタイアップして対応しております。

そういうような非常にセンシティブでございますし、なかなか見えづらいのですけれども、非常に深刻な福祉の課題が今増えてきています。そこで、青いチラシの方にお目を通していただきたいのですが、去年、プラスサポートセンターに相談が寄せられるときには、正直申し上げまして、どうしようもないような、本当に大変になってから相談が寄せられるところが多くありました。

私含め 2 名で活動しています。皆様方の地区の班の中で、例えば気になる世帯とか、何かあったらお気軽にお電話をいただきたいです。そこのお宅に直接行くというのは、これはなかなか別の問題

で難しいのですけれども、あらかじめ把握しておく、例えばお子さんのいるところであれば、学校と何気なく情報共有をして、静観するようなスタイルが取れたりとか、何かあったときにすぐ動けたり、という構えもできたりします。

そういう意味で、コーディネーターというものが2名、日頃から地域を回るような形を今年度から取るようになりました。携帯も持参しておりますし、黄色の方のチラシに記載されている電話番号はセンターとして受付をしています。今年度、このセンターとしてコーディネーターというものがスタートしました。できれば素早く対応したいというような動きに変わりましたので、このご案内をまず山王自治会の皆様方、班長の皆様方にお伝えさせていただきたくて、参った次第でございます。これからも今年度の班長様としての活動の中で、何か気になるような、福祉的なお話がございましたら、ご連絡いただければと思います。どうぞよろしくお願い致します。

《会長コメント》

我々の地域は戸建てなので、隣の状況は見えているようで見えない。何かあれば近所の方の話を耳に入れて心配なら岡本さんへ連絡を入れて欲しい。民生委員も3名いるので何かあればつないでほしい。今回2枚のチラシを回覧資料に入れて、回覧をまわしてほしい。

1.2 19班-20班 合併について

《提案》

19班は19世帯中3世帯が既に班長を辞退し、さらに1~2世帯が辞退する可能性がある。一方、20班も14世帯中班長ができるのは8世帯と見込まれており、班長の担い手不足が問題となっている。昨年度に合併の同意を得ており、合併の申請を行いたい。

《採決》

役員会では班長会で諮ることとした。19班と20班の合併申請に関して、承認していただける方は挙手をお願いする。

⇒**挙手多数。合併を承認**

《会長コメント》

- ・ここで承認を得られたため、自治会規約を変更する必要がある。来年の総会時には合併を前提にした組織にて規約の変更を進める。この場にて合併申請書は提出する。
- ・今後このような状況は増えると思われるため、各班長は担当する班内の状況を確認して欲しい。
- ・19班と20班のどちらがメインになるかは班長同士で話をしていただきたい。決まったら、総務部や環境部などへ連絡を入れて欲しい。準備はできるだけ早めにしておきたい。

1.3 アニマルクリニック交差点信号機設置 要望書提出

5月29日にアニマルクリニックの交差点に信号機を設置する要望書を提出。現在は警察署からの回答待ち。信号機の設置には5つの条件があり、それを満たすかどうかは県の公安委員会が判断する。もし要望が不採用となった場合、次の方策を考える必要がある。例えば、費用が理由で不採用となった場合は、自治会で費用を負担する提案も考えられる。今後の経過については随時報告する。

2. 各部報告

2.1 会計部

《報告》

手元にある集金袋に表記されている内容、枚数が合っているかの確認し、詳細は” 2024 年度前期自治会等収金について班長用” を読んでいただきたい。概要は以下の通り。

- ・ 集金期間は 6 月 26 日から 7 月 7 日の 2 週間。
- ・ 集金金額は前期分 3,500 年。
(内訳：自治会費 2,100 円、消防団後援会費 500 円、集会所積立金 900 円)
- ・ 途中入会、退会については徴収する金額が異なるため集計表で計算すること。
- ・ 回覧時期と集金時期のタイミングが合わない場合があるので、
“集金お知らせシート” を切り分けて集金前にポストにいれること。
- ・ 集金の提出は 7 月 20 日(土)の班長会。
- ・ 集金した金額と集計表を確認し、集金袋を封印し集計表は封筒に添付すること。
- ・ 提出した金額に対する領収書は発行しない。
- ・ 最新情報で会員名簿を作成し小さい紙で添付している。間違いがないか確認していただきたい。

《質疑応答》

(質問)自治会費等預かり証が、3,500 円満額のものとは消防団後援会費 500 円の 2 種類がある。
意味はあるのか？

(回答)途中入会、退会者用に消防団後援会費 500 円のための預かり証として用意した。
徴収する金額は計算して預かり証に記入して使用していただきたい。

(質問)消防団後援会費は任意であるとの認識がある。払いたくない方用の領収書はないのか？

(会長)自治会規約上、500 円を納めていただくのが前提である。払いたくないという方が、
いたら” 会長に言ってください” と伝えてください。会長が対応します。

(質問)佐倉市近隣の四街道市、八街市では条例で消防団へ寄付金を募ることが禁止されている。
佐倉市はまだ条例違反ではないが、そのような意見もでてくるのでは。

(会長)その件で議論してきた経緯はある。我々自治会は消防団の後援会費として定額 35 万円を
納めると規約で決めている。任意との表現が誤解を招いているのであれば、
必要に応じて回覧を作り周知させる。

(質問)班長用説明資料に会費徴収時に会員の氏名と電話番号を確認するとなっているが
必要か？

(会長)個人情報なので集めなくてもよい。

(質問)集計表のところに防災活動費および積立金 500 円/年と記載がある。
この積立金とは何か？

(会長)積立金は誤記である。該当部分の削除をお願いしたい。
なお、500 円は消防団後援会費のことである。

(質問)期間中に会費の回収ができなかった場合はどうするのか？

(会長)途中までの金額を記入し提出して欲しい。会計部には次回の班長会で渡すなど
伝えて欲しい。1 か月経っても集金できないようなケースはあまりないと思うので、
うまく回収できると思う。

（質問）途中入居の場合はあるが、転居した場合は減額しなくてもいいのか？

（会長）退会届で正式に申請していただいて、その日付で差額分の会費を戻す。退会届は班長もしくは退会者を書いていただく。お金のやり取りがあるため領収書は発行する。

（総務）集金袋の中に”集金に関するアンケート用紙”が入っている。集金時に回答をもらうようお願いしたい。回答がどちらでもOKの場合は欄外に記入する。アンケート用紙は集金袋の中に入れて提出をしていただきたい。

《総務部、会長コメント》

- ・昨年度、総会において自治会会費の全額徴収で議決され、かつ、夏祭りを実施し十分な自治会活動を実施していたが後期の会費を徴収していない。今年度は後期分も徴収する予定だが、会員からは、前年度は後期会費を徴収しなかったが、なぜ今年は徴収するのか、と理由を問われる可能性がある。
- ・感染症予防対策で十分な活動ができなかったため、半期のみの徴収になった経緯がある。集会所の建替えや防犯カメラのメンテナンスなど自治会の活動を続けていくために会費を徴収することは必要である。今年度は規約通り、前期後期あわせて 6,500 円を徴収する。
- ・後期の会費を払いたくないという方がいた場合は、会長もしくは総務部長に連絡をいただきたい。こちらで対応する。本人の選択にはなるが、会費を払いたくないとなると自動的に退会となる。
- ・昨年度は 2 か月に 1 度であった班長会が、今年度は毎月開催となり班長の負担が増え、自治会会員を辞める方が増えるのではと懸念される意見もあるが、2 か月に 1 回であった理由は感染症予防対策における対応である。それまでは毎月班長会をやっており問題なくできていた。仮に 2 か月に 1 回の班長会でも大変なので 1 年に 2 回の班長会とすれば自治会会員が増えるのかといえ、違うと思う。今後自治会活動の在り方について議論をしていきたい。

2.2 行事部

《報告》

7 月 6 日午後 1 時に、臨時班長会を行う。夏祭りに関して、皆さんの細かい手順、役割、段取りとかを説明する。班長全員がホストの位置になって、皆様を迎えるという形になります。皆さんも楽しむという形の夏祭りにしていきたい。会長は欠席予定。

2.3 環境部

《報告》

- ・6 月 2 日の一斉清掃の結果は、昨年とほぼ同じ量のゴミ袋回収となった。
- ・第 2 回目は 10 月 6 日、第 3 回目は 12 月 1 日を予定。ご協力をお願いしたい。
- ・カラスよけネット交換について、資料の確認をお願いしたい。

■環境部への要望書について

《提案》

環境部への要望書について、ルールが曖昧であったため作成し、回覧資料を用意した。今までは電話などで対応していたが、情報の齟齬が出てしまうことや、住所だけでは場所がわからないため要望書の形でお願いしたい。記載する必須内容は、問題となっている内容、およびその写真、現場を示している地図である。回覧資料でのフォーマットではなくてもよいので、必須事項を記入の上、私宛に提出をしていただきたい。

《質疑応答》

（質問）一斉清掃時のスズメバチの件と郷の台公園付近のポール腐食については？

（回答）11 班の班長が当日発見し、月曜の朝に市役所へ連絡を入れていただいた。

佐倉市の公園緑地課が 9 時 30 分に対応していただけた。

翌日の火曜日には保育園の園児数十名が公園で遊んでいた。早急な対応が効を奏した。

（質問）2 丁目 36 の U 字溝が詰まっており、水が溜まっている。

電話で連絡しているが対応していただけないか。

（回答）電話では行き違いが発生するため、要望書にてお願いしたい。

（会長）自治会から U 字溝のつまり解消に水を流すことを、消防団へ依頼することはできない。

どうするのかは市役所が決める。市への要望書で対応していただく必要がある。

以上

【次回開催予定】

役員会開催予定 7 月 20 日 13:00～15:00

班長会開催予定 7 月 20 日 15:30～16:30

※回覧資料を入れる封筒とクリップは使いましをするので次回もってくること。